

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの作成にあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和6年5月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理事務
②事務の概要	<p>【概要】 公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃の市営住宅を提供しており、新規入居事務、既存入居者の各種申請に係る許可事務、家賃算定事務、退去事務等、入居者の管理を行う。 また、住宅地区改良法に基づき、不良住宅を撤去のうえ改良住宅を整備及び提供しており、新規入居事務等、入居者の管理を行う。</p> <p>【内容】 ①住宅入居にかかる申請書を受理し、入居資格を審査のうえ、入居の可否を決定する。 ②既存入居者にかかる入居人数の増減や名義人の変更等の申請を受理し、内容申請を審査の上、申請の承認または不承認を行う。 ③既存入居者から提出される収入申告書を元に各世帯の収入認定を行い、家賃を決定する。 ④収入認定により高額所得者となった者に対し、明渡期限を定めて住宅の明渡請求を行い、当該期限経過後にかかる損害賠償金の請求及び徴収を行う。 ⑤家賃滞納者、その他不正行為等を行った者に対し、明渡期限を定めて住宅の明渡請求を行い、当該期限経過後にかかる損害賠償金の請求及び徴収を行う。 ⑥行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第二に記載されている照会業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>
③システムの名称	市営住宅管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一の19、35項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18、26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第31、54の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22、28条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行っていない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木部 住宅営繕課
②所属長の役職名	住宅営繕課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>土木部 住宅営繕課 〒970-8686 いわき市平字梅本21 電話：0246-22-7497（直通） FAX：0246-22-7596</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月12日	I 5②所属長の役職	課長 白田 真一	住宅営繕課長	事後	
平成31年2月12日	II 1いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成30年11月30日時点	事後	
平成31年2月12日	II 2いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成30年11月30日時点	事後	
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月1日	I 3法令上の根拠	法律別表第一の主務省で定める事務	法律別表第一の主務省令で定める事務	事後	
令和5年2月1日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年2月1日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和6年5月24日	II 1いつ時点の計数か	令和4年11月30日時点	令和6月2月29日時点	事後	
令和6年5月24日	II 2いつ時点の計数か	令和4年11月30日時点	令和6月2月29日時点	事後	